



町のイメージキャラクター  
 緑丸

# 決めた！ 県大会出場

## 聖籠町消防団二本松チーム



優勝した第2分団第5班（二本松集落）の選手・幹部のみなさん。  
 写真後列（立姿）左から伊藤第2分団副分団長、岩淵良さん（1番員）、本間正美さん（補助員）、新保第2分団分団長、前列（座姿）左から小林大さん（2番員）、坂上正春さん（指揮者）、坂上寛史さん（3番員）

### 三市北蒲原地区支会 ポンプ操法競技大会で優勝 （小型ポンプの部）

7月4日(日)新発田市で開催された三市北蒲原（新発田市・豊栄市・阿賀野市・北蒲原郡町村）地区支会ポンプ操法競技大会で聖籠町を代表して出場した第2分団第5班（二本松集落）が小型ポンプの部で見事優勝し、県大会出場の切符を手にしました。

聖籠町消防団の代表チームが地区大会小型ポンプの部で優勝したのは2年前の第2分団第6班（二本松集落）以来2回目となります。県大会は8月1日(日)阿賀野市で行われます。ガンバレ二本松チーム！

また、地区大会自動車ポンプの部で出場した第1分団第2班（真野集落）もわずかの差で準優勝という大健闘でした。

### 真野チームは準優勝 （自動車ポンプの部）



優勝した二本松チームのみなさん。選手はもちろん準備や裏方でチームメイトの強力なサポートがあってこそ手に入れた優勝。支えてくれた家族や地域の方にも感謝していました。



惜しくも準優勝となった第1分団第2班（真野集落）のみなさん。「来年はぜひ優勝して県大会出場を果たしたい」と喜びよりも来年への意気込みが強く感じられました。

# 滞納はルール違反です

滞納額には年14.6%の延滞金が加算されます  
税金は納期限内に完納しましょう

町民の皆さんの公平性を確保するために、納税対策室が設置されました

## 滞納には厳正に対処します

今年4月1日に納税対策室が新たに設置されました。担当する内容は過年度分の町税などを納めていない滞納者について、差し押えなどを含む滞納整理事務を行います。

徴収科目は税務課で賦課する町税（町民税・固定資産税・軽自動車税）及び町民課で賦課する国民健康保険税と介護保険料の過年度分（滞納者の現年度分含む）を徴収します。…現年度分のみの方は担当課で対応。

本町は不交付団体ですので、国からの地方交付税の収入がありませんが、国・県の財政悪化や地方分権による補助金の削減そして不透明な税源移譲などを考えると、合併しない聖籠町は「自立できる収入」を確保しなければなりません。従って、町税などの自主財源の確保へ向け、確固たる対応をしなければなりません。平成15年度までの町税などの

滞納額を年度別に見ると、平成13年度をピークにして年々減少していますが、まだ1億2千万円の滞納額があります。これは町の財政運営を圧迫し、町民の皆さんの暮らしを支える各種の施策や事業にも影響を及ぼしています。

町では、こうした事態を深刻に受け止め、かつ町民の皆さんの公平性を確保するために納税対策室を設置、徴収体制を強化するとともに、滞納者への納税相談を計画的に進めていきます。

### 今年度の具体的な取り組み

「税金」は、国や県そして町が公的サービスなどを行うための財源として、町民の皆さん一人ひとりの所得や資産に応じて負担をお願いしているものです。

平成16年度の一般会計予算における町税の税収は約47億7千万円で、町の歳入の約67%を

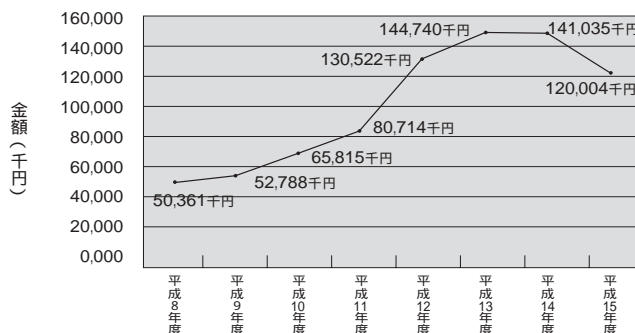
占めており、聖籠町の一番重要な財源となっています。今年度はこの税収を確保するため、滞納者には税務課と町民課そして納税対策室から電話での納税依頼や催告書の郵送、計画納税の指導などを実施します。

また、悪質な滞納者に対しては、勤務先への給与照会・預貯金調査などを行い、さらには差し押え（平成15年度末における件数は22件）など、町民の皆さんの公平性を確保するために厳正な処分を実施していきます。なお、7月1日付で徴収専門に嘱託員も増員され体制が強化されました。



徴収嘱託員 石井 清郎

町税等の滞納額の年度別推移



各年度の決算額より（町税・国民健康保険税・介護保険料）

# 町の公共用地買収価格が改定されました。

土地価格については全国的に地価の動向が変化しており、本町においても同様な状況となっております。

このような社会経済情勢に対応するため、平成10年度に設定した用地買収価格を改定しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

## 主な改定内容

今まで、用地買収価格については、町内一律同じ単価を採用してきましたが、この度の改定では、市街化区域と市街化調整区域に区分し、さらに、市街化調整区域を学区及び役場周辺地区毎に区分しました。この各々の区域の単価設定については、基準年度における固定資産税土地評価額を参考に設定しました。

また、町の公共施設の用地買収に伴う面用地と道路用地についても同一価格としました。

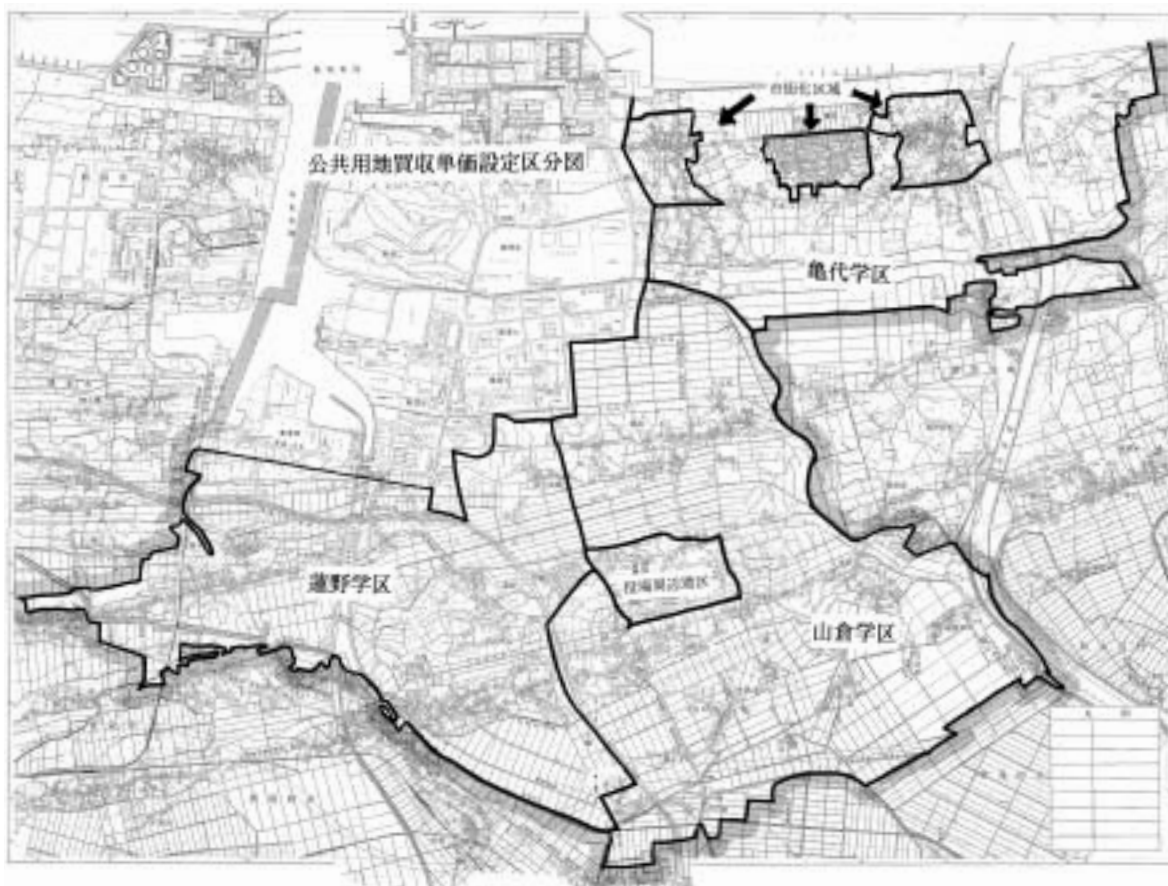
## 改定後の用地買収価格

単位:円/㎡

用地買収価格	改定後				改定前			
	種別	設定区分	宅地	宅地以外	種別	設定区分	宅地	宅地以外
道路用地及び面用地	市街化区域	網代浜	10,300	6,800	道路用地	なし	7,500	7,200
		亀塚	13,600	6,800				
		次第浜	13,300	6,800				
	市街化調整区域	山倉学区	7,580	3,790		なし	7,500	6,900
		蓮野学区	9,720	4,860				
		亀代学区	8,780	4,390				
		役場周辺地区	10,000	5,000				
面用地				面用地	全域	なし	8,000	

詳しくは、役場ふるさと整備課にお尋ねください。TEL 27-2111（内線231）

公共用地の買収単価設定区分は次の図面のとおりです。





# 環境家計簿にチャレンジ!!

## みなさん、環境家計簿をつけてみまじょう!

環境家計簿ってなんだろう?

環境家計簿とは、みなさんの家庭で使われる電気、ガス、ガソリンなどの使用量を月ごとに調べ、そこから家庭から排出される二酸化炭素の量を調べるものです。

どうして二酸化炭素の量を調べる必要があるの?

二酸化炭素は、メタン、フロン等とともに温室効果ガスと呼ばれ、地球温暖化を引き起こす最大の原因と言われています。

二酸化炭素は石油の消費など、人の活動から排出される割合が多く、したがって、地球温暖化を防ぐためにみなさんの家庭においても、こうした環境問題に積極的に取り組むことが求められているのです。

地球が温かくなるとどうなるの?

地球温暖化とは、二酸化炭素

などの温室効果ガスによって、地表から放出される熱が大気中に吸収されてしまい、地表の温度が上昇することです。

このままいくと、21世紀末までに平均気温が1.4〜5.8 上昇すると言われています。

(地球温暖化が進むと)

- ・海面水位の上昇による土地の喪失
- ・豪雨や干ばつなどの異常気象
- ・生態系への影響や砂漠化の進行

- ・農業や水産業への影響
- ・マラリアなどの熱帯性の感染症発生数の増加

など、みなさんの生活に甚大な影響が考えられます。

環境家計簿で何ができるの?

環境家計簿をつけることで、皆さんの家庭から出る二酸化炭素の量を知ることができます。それは今後の町の環境行政の基礎データとなる大事なものです。

が、それ以上に、みなさんが、家庭生活の中でどれだけ環境に影響を与えているかを知る、良い機会になると思います。

環境家計簿は、ただつけるだけでは意味がありません。1月目で現状を把握したら、次の月からは先月よりも少しでも二酸化炭素の量を減らすよう、がんばってみてください。そうした意識の高まりこそが、環境家計

簿をつける最も重要な意味なのです。

- (例えばこんなことをしてみよう)
- ・省エネを心がけ、無駄なエネルギーは使わない。
- ・不用なものは買わない(買い物はエコマーク商品を)。
- ・ごみはなるべく出さず、リサイクルに努める。



## 環境家計簿のつけ方

環境家計簿

- ・7月中に町内の全世帯に配付済みです。
- 環境家計簿のつけ方
- ・つける期間は8月～10月までの3ヶ月間です。
- ・つける項目は電気、ガス、自動車燃料(ガソリン、軽油)、可燃ごみの4項目です。
- ・月ごとに使用量を集計して、二酸化炭素の排出量を計算します。
- ・くわしいつけ方は、家計簿とともに配付したチラシ「環境家計簿をつけてみませんか」を参照してください。
- ・モニターとして、2月から、各集落の隣組単位で任命している廃棄物減量化等推進員の方々も家計簿を実践中ですので、その方々を中心として、集落全体で取り組んでいただくとより効果的です。

提出方法

- ・期間終了後の11月に、町から回収の依頼を行います。
- ・提出するのは数値を記入した環境家計簿そのものです。

# 大事な一票 必ず投票！

## あなたの一票は大切な一票です 次回選挙では必ず投票を!!

7月11日執行  
参議院議員通常選挙  
投票率県内93位

7月11日に行われた参議院議員通常選挙。聖籠町の投票率は57.88%、県内98市町村のうち93位という結果になりました。

私たちの身のまわりのことや明日の暮らしは、全て政治が関わっています。私たちの一票一票の積み重ねが、私たちの代表を選びその代表者たちによって国や地方公共団体の行政が行われています。一票は決しておろそかにしてはならないものです。

10月には、新潟県知事選挙が予定されています。私たちの代表を選ぶ身近な選挙のひとつです。私たちの意志を政治に反映させるため、

次回の選挙では必ず投票しましょう。

近隣では8市町村中第7位

県内98市町村中93位

### 近隣市町村の投票状況

新発田市.....59.87%	紫雲寺町.....62.97%
豊栄市.....56.31%	中条町.....61.75%
阿賀野市.....62.95%	黒川村.....72.69%
<b>聖籠町.....57.88%</b>	県平均.....63.25%
加治川村.....63.36%	

### 新潟県98市町村投票率ランキング

1位	粟島浦村.....94.17%
2位	高柳町.....87.58%
3位	入広瀬村.....85.97%
...	
<b>93位</b>	<b>聖籠町 57.88%</b>
...	

### 参議院新潟県選出議員選挙投票率

投票区	行政区	投票率(%)
第1	四ツ屋・道賀新田・上大谷内・真野・丸湯・桃山・山倉・苔沼	60.42
第2	中の橋・本諏訪山・山諏訪山・本大夫・山大夫・聖中ヶ丘・尾沢ヶ丘・稲の平・ひばりが丘	59.26
第3	本三賀・山三賀・二本松・外畑・正庵・東山	57.30
第4	甚兵衛橋・蓮湯・蓮湯新田	63.05
第5	藤寄・大夫興野・旭ヶ丘	53.18
第6	網代浜	53.16
第7	次第浜	59.95
第8	亀塚	51.34
第9	蓮野・杉谷内・別條・八幡・東港四丁目	66.19
合計		57.88



## 20歳の若者が選挙キャンペーン

7月10日(土)、「プラント4」で今年度成人式を迎える若者12名が、翌11日(日)投票日の参議院議員選挙の棄権防止キャンペーンを行いました。

「12名の若者たちは、プラント4の各入り口と地場物産前で買い物に訪れる多くの方々に、ティッシュペーパーを配りながら、投票の呼びかけを行いました。ある主婦の方は「ありがとう、こんなすてきな人に頼まれたから必ず投票にいきます。」と若者たちに温かい声をかけてくださいました。

町選挙管理委員会では、今後町民の皆さまの参加をいただきながら投票率向上に努めたいと考えています。

# 「もっと」は「保健師です」

## 50歳男性の訪問

昨年を引き続き

実施しますのでよろしく

日ごろの保健活動では、なかなかお会いする機会がない50歳の男性の方々に町の保健師が訪問して健康管理や食生活などについてお話を聞かせてもらおうと、50歳になる男性への訪問活動を昨年（平成15年度）から始めました。直接、ご本人と会えない場合は、家族の方からお話を伺いました。

今年度も50歳の男性の方に訪問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

健康への関心が高いことを実感した50代訪問

昨年度の50歳男性への訪問では、多くの方が訪問を快く受け入れてくださいました。訪問に行くまでは、断られるのではないかと不安もありましたが緊張しながら訪問してみると、丁寧に応対してくださる方がほとんどでした。

話を伺って健康への関心が高いということも実感できました。

職場での健康診断の状況は、事後対策もきちんとやられている会社もありましたし、検査はやっているものの結果に



ついでの詳細な説明や指導がないところもあり、職場によりずいぶん格差がありました。

また、土、日も休みが取れなくて自分でも働きすぎだと感じている人や心筋梗塞と診断されてタバコをやめたという人などさまざまな体験談をお聞きし、考えさせられました。そして生活や仕事と健康状態が密接に関連しあっていることも感じました。

健康のことだけにとどまらず、いろいろな人生経験をおとした示唆に富んだお話を伺うことができました。ありがとうございます。

## 「日ごろの健康相談会」を開催します

日時 8月 19日(木)  
受付 午後1時30分から3時30分  
会場 ホットルーム(旧聖籠中学校)  
相談員 精神保健福祉相談員及び保健師

現代社会は、多くのストレスをかかえながら生きているといわれております。ゆったり、のんびりした生活ができにくくなり、人との関係においても気を遣うことが多くなりました。

希薄になった地域の人間関係

聖籠町の状況を見ても、かつての農業や漁業を中心にしてきた時代であれば、日々の暮らしの中で顔をあわせる機会も多く、隣近所のつきあいま今よりあったように思います。

聖籠町に限らず、地域のつながりが希薄になり、職場を中心にした人づきあいが中心になっていきます。ある意味では、人間関係も都会化してきているということもかまれません。

お気軽にご相談ください

いずれにしてもストレスを感じている人が増えているように思われますし、心の病気(精神疾患)で受診する人も増えています。

しかし、まだ精神科を受診することに抵抗を感じている人が多いのも現状です。病院に行くのは、ちよつとためらわれるが、でもこのまま放置してよいのか悩んでいる方、本人に受診を勧めても病院に行こうとしないなどの心配、その他、心の健康に関する心配のある方は、お気軽に相談会においでください。

できれば事前に予約をしていただいたほうがよいと思います。



☎ 保健福祉課 保健師  
27-6511



# 児童扶養手当

## ご存知ですか

### 特別児童扶養手当

#### 児童扶養手当とは

離婚や死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童に対して、手当を支給する制度です。その目的は母子家庭などの生活の安定を図り自立を促進することにあります。

#### 支給の対象

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（障害児については二十歳未満）で次にあげるような児童を養育している母親または、母親にかわってその児童を養育している人に支給されます。

#### 支給要件

（次のような児童が対象）

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
  - ・ 父が死亡した児童
  - ・ 父が一定の障害の状態にある児童で、公的年金の加算対象になつていない児童
  - ・ 父の生死が明らかでない児童
  - ・ 父から一年以上遺棄されている児童
  - ・ 父が一年以上拘禁されている児童
  - ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ・ 棄児など出生の事情が明らかでない児童
- ただし、手当の支給要件に該当してから五年を経過しても請求しない時は、手当が受けられなくなりまますのでご注意ください。

#### 手当の支給

手当は、認定請求をした月の翌月分から支給されます。支給日は四月、八月、十二月の各十一日となります。手当の額は扶養する児童の人数により支給されますが、昨年8月から児童扶養手当制度改正（手当額の細分化、養育費の所得算入等）により手当の所得制限等で全部又は一部支給しない場合があります。

#### 特別児童扶養手当とは

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

#### 支給の対象

日本国内に住所があり、精神または身体に障害を有する児童を養育している父か母、または父母にかわって養育している人に支給されます。

#### 支給要件

医師の診断書が必要です。なお、療育手帳（A判定）を所有している児童は、診断書を省略できる場合があります。

#### 手当の支給

手当は、認定請求した月の翌月分から支給されます。支給日は四月、八月、十一月の各十一日となります。手当の額は障害の程度により支給されますが、所得制限により支給停止となる場合があります。

### 忘れずに現況届を

平成16年8月1日現在、「児童扶養手当」又は「特別児童扶養手当」の認定を受けている人は、8月中に現況届を提出しなければなりません。この届は、前年の所得状況と対象児童の監護状況を確認するための大切な届です。この届を提出しないと8月以降分の手当の支給が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

なお、対象者には8月上旬に町からご連絡します。

ただし、平成16年7月31日以前に資格喪失となる者及び、平成16年7月1日以降に認定請求をした者は届出の必要はありません。

### 重度心身障害者 ひとり親家庭等

町では、重度心身障害者、ひとり親家庭等の方に医療費の助成を行っています。

対象者は次のとおりです。

- ・ 重度心身障害者医療費助成
- ・ 身体障害者手帳1～3
- ・ 療育手帳Aの所持者
- ・ ひとり親家庭等医療費助成
- ・ 次のいずれかに該当する児童と、児童の父か母又は養育者
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から一年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が一年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

### 医療費助成とは

児童とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（障害児については20歳未満）をいいます。

対象者は医療機関の窓口で、一部負担金をお支払いください。

あとは町が助成します。

「一部負担金の額」

- ・ 外来 1回530円（同じ医療機関で1か月4回までお支払いください）
- ・ 入院 1日1,200円

ひとり親家庭等医療費助成については所得制限があります。

詳しくはお問い合わせ下さい。

☎保健福祉課  
27・6511

# サマーコンサート

聖中プラス・オルケスター  
聖籠中学校吹奏楽部 第3回定期演奏会



2004.8.22(日)

聖籠町文化会館 入場無料  
開場 13:30 開演 14:00

聖中プラス・オルケスターのメンバーは、聖籠中学校吹奏楽部とその卒業生です。懐かしい仲間と一緒に演奏するという夢が、ようやく実現しました。

私たちの喜びにあふれたファーストコンサート。そして、聖籠町に誕生したプラス・オルケスターに、温かいご声援をお願いします。

ディズニーメドレー、ジュピター、風紋、紅、ルパン三世(メタルドラマバージョン)、Drum Solo など楽しいプログラムです。

皆さまのご来場を心からお待ちしています。

聖籠プラス・オルケスター 一同

☎聖籠中学校 ☎27-7080

## 診療所の医師が退職します

診療所の手塚医師が一身上の都合による願い出により、今年12月末をもちまして退職させていただくことになりました。12月末までは今までどおり診療いたします。

町民の皆さまにご迷惑をおかけすることがないように、1月からは、後任の医師を配置し、診療する予定ですのでお知らせします。



8月  
1日・新潟県消防大会  
・聖籠夏まつり  
15日・成人式  
26日・9月補正予算町長査定

町長の動向  
(主なものを抜粋)



## INFORMATION

おしらせ

### お問い合わせ先

町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉センター	☎27-6511
診療所	☎27-1234
水道課	☎27-5141

## INFORMATION

### 8月の行事

#### 《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

弁護士相談(要予約)

26日(木)

心配ごと相談

4日(水)・18日(水)・9月1日(水)

☑☎町社会福祉協議会

☎27-6767

行政相談

8月10日(火)

9時30分~11時30分

☎役場総務課

☎27-2111(内線223)

乳幼児健康診査・各種学級

育児相談会

9日(月)午前10時~11時

妊婦学級(前期)

10日(火)午前9時30分~

1・2歳児歯科健診

23日(月)午後1時15分~

1・6歳児健診

26日(木)午後1時15分~

乳児健診

27日(金)午後1時15分~



## 産業廃棄物中間処理施設計画 についてお知らせします

一部マスコミで報道のあった東港工場団地内への産業廃棄物処理施設進出(予定)計画は白紙になりました。

東港工場団地内(新潟鐵工所未利用地)に産業廃棄物中間処理施設計画についての事前協議を提出したのは、長野県に本社があるミヤマ(株)です。ミヤマ(株)は、産業廃棄物処理を主に行う総合環境企業です。

事前協議は、新潟鐵工所敷地内の破産管財処理に関連したものであり、産業廃棄物中間処理施設を計画したいが進出予定の内容を検討いただき、町の判断を聞かせてほしいとのことでした。

町では、ミヤマ(株)からの東港工場団地への進出(予定)計画の事前協議書提出を受け、町議会及び町環境審議会にも意見の提出をお願いしてまいりました。

また、町でも独自に現在の東港工場団地の持つ役割、東港立地企業への影響、町民の評価等、総合的に検討を加えてまいりました。

この結果、町議会及び町環境審議会の意見及び町の調査結果を深慮し、産業廃棄物中間処理施設は東港工場団地に馴染まない判断しました。

また、ミヤマ(株)でも事前協議提出後、改めて様々の角度で計画を検討した結果、協議を撤回する旨の連絡があったところです。

☎役場生活環境課

☎27 - 1962 (直通)

## 暴力団等の不当要求対策要綱 を制定する

近年、暴力団や右翼等による行政を対象とした不当要求が全国的に増大しています。

聖籠町では、このような行政への暴力的な不当要求に対処するため、「聖籠町不当要求行為等に関する要綱」と「対応要領」を制定し7月1日から実施しました。

要綱では、不当な要求行為に対し、町として統一的な対応方針を定めることにより、職員の安全と公務の適正な遂行確保を目的としています。

不当要求が発生した場合、またはその恐れのある場合は警告、退去命令、排除、警察への通報などの措置をとり、助役を委員長とする対策委員会に「発生報告書」の報告を義務付けるとともに、対策委員会で対応方針を検討します。

対応要領では、名刺等による相手の確認をする、複数で対応する、記録する、などの具体的な対応方法を職員に示し、不当要求行為等に対して組織的な対応を図ることとします。

☎役場総務課

☎27 - 2111 (内線223)

## 新潟県梅雨前線豪雨被害義援金募集

7月13日、中越地区を中心に集中豪雨により家屋の倒壊や床上浸水等の大災害が発生し三条市、見附市、長岡市、中ノ島町に災害救助法が適用されました。

この災害で被災者の方々への義援金の募集を行っております。ぜひ、ご協力をお願いいたします。

義援金受入れ口座

社会福祉法人 新潟県共同募金会

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
第四銀行	白山支店	(普)1579383	社会福祉法人 新潟県共同募金会
郵便局		00630-5-14477	

日本赤十字社新潟県支部

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
第四銀行	白山支店	(普)1400090	日本赤十字社 新潟県支部
北越銀行	田町支店	(普)126333	

銀行振込み、郵便局の窓口での振替については、手数料は無料になります。

どちらも、「新潟県梅雨前線豪雨被害義援金」と明記してください。

☎保健福祉課(日本赤十字担当)

☎27 - 6511

## 食品衛生協会聖籠支部からのお知らせ 「アカネ色素の摂取を 控えるように!!」

厚生労働省から、アカネ色素を含む食品の製造、販売等の自粛を事業者に対し指導がありました。

消費者の摂取を控えるよう情報提供を呼びかけております。

Q アカネ色素ってなに？

A 食品添加物です。

Q 人体に影響があるの？

A ねずみを用いた発ガン性試験等において、全ての試験結果を得られていないものの、腎臓に対し発ガン性が認められました。

Q どんな食品に含まれているの？

A 精肉、鮮魚、生鮮野菜以外の加工食品に含まれている物があります。着色料は表示が義務付けられておりますので、表示を確認して購入してください。

Q 使用された食品を食べても大丈夫？

A 現時点では人の健康被害は報告されていませんが、これまで得られている動物試験結果を考えると、全ての試験結果に基づいた報告が発表されるまでアカネ色素を含む食品をたべることは控えてください。

平成16年7月15日現在の情報ですので、新聞・テレビのニュースで報告発表がありましたら優先参考にしてください。

詳しくは、厚生労働省ホームページ又は

新発田地域振興局健康福祉環境部

生活衛生課(新発田保健所) ☎26-9137

## 平成16年度 新潟県統計グラフコンクール 作品募集

県では、県民に対する統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の小学生、中学生、高校生、大学生及び一般から統計グラフを募集します。

自ら観察・調査した結果、又は本・新聞・インターネット等で調べた結果をグラフにしてB2判(72.8cm×51.5cm)の用紙で応募してください。パソコンで作ったグラフの作品も応募できます。入選作品は全国コンクールに出品されます。(県統計課ホームページに、実施要領、過去の入選作品、各種統計データ等を掲載しています。)

応募締切は、平成16年9月8日(水)です。

**ふるってご応募ください。**

応募についての連絡先等

新潟県総合政策部統計課 統計情報班

☎025 - 285 - 5511 (内線2432)

直通025 - 280 - 5117

FAX025 - 281 - 3806

メールt0200401@mail.pref.niigata.jp

にいがた県統計BOX

(県統計課ホームページ)

http://www.pref.niigata.jp/toukei/

有料道路身体障害者等  
割引制度改正に伴う手続きは  
お済みでしょうか?

平成16年6月1日から従来の「割引証」が利用できなくなっております。

割引証に代わる新たな割引登録手続きがお済みでない方は、早めに手続きをお願いします。申請手続きについてのお問い合わせは、保健福祉課児童障害福祉係まで

☎27 6511 (内線13)

個人事業税の納税はお早めに

納める時期

第1期 8月31日(火)まで  
第2期 11月30日(火)まで  
納税窓口

お送りした納税通知書をお持ちになって、お近くの金融機関・郵便局・地域振

興局県税部(県税事務所)で納めてください。  
口座振替

預金口座のある金融機関で申し込まれますと、次のとおり口座振替開始となります。

- ・今年の6月までに申込み済みの場合↓今年の第1期分から
- ・今年の7月〜9月に申込みをした場合↓今年の第2期分から
- ・今年の10月〜来年6月に申込みをした場合↓来年の1期分から

☎新発田地域振興局県税部

☎225106

建築物防災指導週間  
(平成16年上期)に係る  
防災相談所の開催について

8月30日(月)から9月5日(日)まで全国一斉建築物防災

週間にあわせて、県では既存建築物の防災診断・改修・落下物対策・地震対策等の相談に応じるため防災相談所を開設します。

☎9月3日(金)

午前10時から午後4時

☐新発田地域振興局地域整備部建築課

☎新発田市豊町3丁目3番2号  
☎0254269199

もう申請はすみましたか?  
児童手当

(6月・7月に申請済みの方は必要ありません)  
児童手当が小学校3年生まで拡大されました。

平成16年4月1日から児童手当制度が拡大されました。  
(支給年齢が小学校第3学年修了前まで)

対象児童の保護者の皆様については、新たに、認定請求

## 高齢者の皆さんチャレンジしてみませんか

### 受講者募集

対象者 高齢求職者等(60歳台前半層)

**受講料 無料**

募集人員 各講習とも20人

お申込み方法 新発田地域シルバー人材センター及びハローワークに置いてあるパンフレットをご覧のうえ、専用申込みハガキにてお申込みください。

注意事項

- ・雇用、就業をめざす講習のため、趣味、教養のための受講申込みはご遠慮ください。
- ・現在就職中の方はご遠慮ください。
- ・応募多数の場合は抽選とし、講習会開催約2週間前に受講決定者のみ文書で通知いたします。
- ・抽選漏れの方には連絡いたしませんのでご了承ください。(受講決定か否かの電話でのお問い合わせはご遠慮ください)
- ・全日程受講できる方に限ります。

☎(社)新潟県シルバー人材センター連合会 ☎025-281-5553

講習会の種別	日程	時間	申込み期間	会場
旅館業務アシスタント	9月1日-9日(土日除く)	概ね10時~16時	受付中~8月12日	月岡温泉村上館他
造園入門	10月7日~19日	10時~15時	8月18日~9月18日	ふれあいプラザ中央他
警備入門	11月8日~17日	9時~16時15分	9月19日~10月19日	ふれあいプラザ中央他

## 聖籠町日赤社員費納入状況報告

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

平成16年度聖籠町日赤社員費納入状況は

**1,702,000円**

(3,404人)でした。

日本赤十字社は多くの苦しむ人が笑顔を取り戻せるよう、国の内外で人道的活動を展開しています。その活動を支えているのが皆様から納入いただいた社費です。日本赤十字社新潟県支部へ全額送金いたしました。

なお、日赤社費の納入につきましては、年間を通じて受け付けております。

今後も日赤活動への皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日本赤十字社聖籠町分区

区長 渡邊 廣吉

# 6月の届出

## げんきなよい子

### 出生

赤ちゃん	保護者	行政区
菜々美ちゃん	(高松 和則)	亀塚
悠良ちゃん	(高橋 裕吉)	山諏訪山
真琳ちゃん	(比良 清)	次第浜

## 幸多い人生を

### 婚姻

新郎・新婦	行政区
小名 貴之さん	} 次第浜
(小野) 永里子さん	
渡辺 隆信さん	} 大夫興野
(山際) 友紀さん	

## ごめいふくお祈りします

### 死亡

氏名	年齢	行政区
高崎 ミヤさん	(55歳)	亀塚
宮村 ハルエさん	(86歳)	山倉
長谷川 アキミさん	(85歳)	蓮渦
高松 義一さん	(52歳)	亀塚
菊池 由次さん	(84歳)	藤寄
高橋 タカさん	(86歳)	次第浜
萩原 リノさん	(89歳)	亀塚
今井 アイ子さん	(60歳)	二本松
近藤 市作さん	(66歳)	藤寄
八幡 幸雄さん	(40歳)	藤寄
斉藤 ツルさん	(84歳)	山倉

(注1) 届出の際に御承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。  
 (注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

町民課 町民サービス係 ☎27-2111 内線112

新潟警察では、平成16年度警察官(大学卒業者以外)採用試験の受験者を次のとおり募集しています。

### 警察官募集

☎27,6511

児童手当担当

☑保健福祉課

預金通帳

印鑑・健康保険証(カード)の場合は受給者と対象児童・

必要なもの

保健福祉センター

届出場所

等の手続きが必要となります。(公務員の方は勤務先)  
 9月30日までに受付けたものに限り、特例的に4月1日にさかのぼって支給されます。所得が一定額以上の場合は支給されない場合があります。

☎0254,230110  
 ☎0254,2850110

☎0254,230110

☎0254,230110

☎0254,230110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

☎0254,2850110

(福)豊聖福祉会 正職員募集  
 次の職種で、普通自動車免許取得者(A1車限定可)で、それぞれの資格要件のいずれにも該当する人。  
 1 職種及び資格要件等  
 管理栄養士 1名  
 施設利用者の献立表作成や栄養指導の管理に従事する。  
 昭和40年4月2日以降に生まれ  
 2 管理栄養士の免許取得者  
 看護師 2名  
 施設利用者の健康管理や治療等の看護や介護に従事する。  
 昭和35年4月2日以降に生まれ  
 3 看護師または准看護師の免許取得者  
 2 受験手続  
 試験申込用紙の請求方法  
 試験申込用紙は申し込み先で直接受領又は郵便で1200円切手を同封のうえ請求してください。

申込受付期間  
 8月1日～8月18日まで(午前8時30分から午後5時30分まで)直接持参又は郵送(8月18日必着)  
 3 試験日及び会場  
 平成16年8月22日(日)  
 特別養護老人ホームほづせい園  
 4 合格発表 平成16年9月上旬  
 5 勤務地 当法人の施設  
 6 採用年月日  
 平成16年12月1日  
 7 問合せ申込先  
 社会福祉法人豊聖福祉会  
 ・特別養護老人ホームほづせい園  
 〒950,0332  
 豊栄市葛塚字正尺618番地  
 ☎025,387,0900  
 ・特別養護老人ホーム聖豊はすた園  
 〒957,0106  
 聖籠町大字蓮渦2249番地  
 ☎025,427,7060

## 入札結果

H16.6.24

工事(件)名	契約額(円)	業者名	納入完了日又は工事(委託)期間最終日
河第1号新発田川草刈業務委託	6,090,000	曾根建(株)	平成16年 9月12日
特下工第4号本三賀227号管渠整備工事	7,350,000	高橋士建(株) 聖籠営業所	平成16年11月21日
公下工第39号大夫270-2号管渠整備工事	5,250,000	岩村・丸昭特定 共同企業体	平成16年11月 1日
公下工第13号大夫220号管渠整備工事	18,585,000	岩村・丸昭特定 共同企業体	平成16年12月21日

☑日時 ☑会場 ☑内容 ☑対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

## 介護保険係からのお知らせ（65歳以上の方へ）

# 平成16年度の介護保険料がきました。

平成16年度の課税(平成15年1月1日から平成15年12月31日までの所得)が確定したことに伴い、平成16年度介護保険料が確定します。介護保険料第1期～第3期(5月～7月)までの仮徴収期間で納められた金額を年間保険料額から差し引いた金額を第4期から納めていただきます。安心した老後を送るために、そして介護を必要としている人に、充実したサービスを提供するためにも、今後も保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

対象は65歳以上の方です。40歳から64歳までの方は、健康保険税(料)と一緒に納付されています。

### 平成16年度の年間保険料及び階層内訳

段 階	対 象 者	平成16年度 介護保険料額
第1段階	・世帯全員が住民税非課税者で、本人が老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	21,600円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税者	32,400円
第3段階	・本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる人	43,200円
第4段階	・本人が住民税課税者で、前年の合計所得が200万円未満の人	54,000円
第5段階	・本人が住民税課税者で、前年の合計所得が200万円以上の人	64,800円

年度途中で65歳になられた方、転入されて来た方は、上記の金額と異なります。(月割した保険料になります。)

### ・普通徴収(納付書や口座振替で納める)の方の納期と納付額

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	年 間 保険料額
納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
第1段階	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	21,600円
第2段階	4,000	4,000	4,000	4,400	4,000	4,000	4,000	4,000	32,400円
第3段階	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	43,200円
第4段階	6,700	6,700	6,700	7,100	6,700	6,700	6,700	6,700	54,000円
第5段階	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	64,800円

### ・特別徴収(年金から天引き)の方の納期と納付額

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	年 間 保険料額
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
第1段階	4,500	3,200	3,100	3,600	3,600	3,600	21,600円
第2段階	6,800	4,700	4,700	5,400	5,400	5,400	32,400円
第3段階	9,100	6,300	6,200	7,200	7,200	7,200	43,200円
第4段階	11,400	7,800	7,800	9,000	9,000	9,000	54,000円
第5段階	13,600	9,400	9,400	10,800	10,800	10,800	64,800円

各納期の金額は、あくまでも一例です。

8月中旬に次の通知書及び納付書等を送付いたします。

- 1.平成16年度 介護保険料決定(変更)通知書(普通徴収対象者)
- 2.平成16年度 介護保険料 特別徴収開始通知書(特別徴収対象者)

・普通徴収対象者にはこの通知書が送られてきます。

平成16年度 介護保険料 納付通知書

-----  
様  
-----

金融機関
口座番号
口座名義人等

期	納期	納付額	期	納期	納付額	期	納期	納付額
4			7			随		
5			8			随		
6			随			随		

普通徴収対象者は同封されている納付書もしくは口座振替にて納めていただきます。

口座振替を申し込まれている方はこの欄に振替口座が記入されています。

・特別徴収対象者にはこの通知書が送られてきます。

平成16年度 介護保険料 特別徴収開始通知書

-----  
様  
-----

平成16年度 本徴収額		平成17年度 仮徴収額	
平成16年10月	円	平成17年 4月	円
平成16年12月	円	平成17年 6月	円
平成17年 2月	円	平成17年 8月	円
合 計	円	合 計	円

この通知書は年金天引きのお知らせとなりますので手続きなどは必要ありません。

来年度の仮徴収額も合わせてお知らせしています。前年度の2月の額と同じ額になります。

以上のいずれかの通知書もしくは、両方の通知書が送付されます。両方の通知書が届いた方は、年度途中から特別徴収（年金天引き）の対象となる方です。特別徴収開始通知書が届かない方は普通徴収になりますので、同封の納付書もしくは口座振替での納付になります。

お問い合わせ 役場町民課 ☎27-2111（内線116・117）

国保からのおしらせ  
その1

# 平成15年度 聖籠町国民健康保険医療費 総額 677,139,971円

聖籠町の国保の人だけだよな？  
医療費ってこんなに高いの！



一般被保険者分 504,092,026円

退職被保険者分 173,047,945円

平成15年度 聖籠町国民健康保険加入者の

ひとりあたり医療費は ・一般被保険者 181,717円  
・退職被保険者 328,072円

このうち、被保険者の皆さんが支払った額（医療機関で支払う一部負担金）は177,486,101円。  
国・県等の負担（公費）が17,201,786円。

**残りの医療費482,452,084円は、国保が負担しています。**

また、**15年度の聖籠町での医療費最高額は 4,678,550円（おひとりの1ヶ月分）**です。

この場合も、およそ460万円を超える医療費を、国保が負担しています。

## 医療費 の高騰

新潟県全体で見ると... **最高額 14,426,690円**（1000万円を超える請求は 8件）

全国的に見ると... **最高額 30,021,290円**（1000万円を超える請求は 362件）



これはどれも、  
お1人の、1ヶ月分の  
医療費なんじゃよ。

14年度分 新潟県国保連合会 発表データ

みなさんが医療機関で支払う一部負担金は、医療費の一部ですので、なかなか気がつきにくいかもしれませんが、医療技術の高度化に伴い、医療費はこんなにも高額なものとなっているのです。

ご存知でしたでしょうか？

**もし、保険制度が無かったら、この支払いをみなさんが全額負担しなければならなくなる**のですからたいへんです。みなさんが、安心して医療を受けられるのは、国保をはじめとした保険制度があるからといえるのではないのでしょうか。

**この医療費の支払いに充てる、国保の主な収入源が国保税**です。国保が支払う医療費のおよそ4割は、みなさんに納めていただく国保税でまかなわなければなりません。

みなさんが国保制度を利用し、少ない負担で高度な医療を受けることができるのは、みなさんが納めている国保税があるからです。  
安心して医療を受けられる保険制度のため、国保税の納入にご理解とご協力をお願いいたします。



## 医療費が増えると...保険税もあがる

# ～医療費を大切に～ 私たちができること



### みなさんが国保を支えています!!

みなさんから納めていただいている保険税は、主に医療費の支払いに充てられています。

そのため、医療費が増えると、その財源となる保険税もあがることとなります。

医療費を大切にすることは、保険税の増加抑制にもつながります。

### 日常の健康管理に気をつけましょう。

病気の早期発見につながり、慢性化を防ぎます。また、成人病の予防にもなります。

### かかりつけのお医者さんをもちましょう。

安心して相談でき、細かな変化にも気づいてもらえる場合があります。

### 重複していくつものお医者さんにかかるのはやめましょう。

同じ病気でいくつもの医療機関を受診すると、同じ種類の薬を倍に服用する場合がありますので、治療を妨げるばかりか、副作用の危険も考えられます。

### 急病以外は、夜間・休日の受診はひかえましょう。

休日や夜間の加算を請求され、より多くの支払いをしなければならなくなります。



## 保険税の納入は...かんたん便利な口座振替をおすすめします。

保険税納付を口座振替にすれば、自動的に払い込まれるので、納め忘れの心配がなく、納期のたびに金融機関や役場窓口に行く必要がなくなります。

### 口座振替の手続きは?

納税通知書(または保険証)  
預金通帳  
印かん(通帳の届け出印)

### 以上をお持ちになって町指定の金融機関へ!

申し込み月の翌月納期限分から口座振替になります。

特別な事情により保険税の納付が困難な場合には、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせず、まずは担当窓口にご相談してください。

お問い合わせ 役場町民課 ☎27-2111(内線116・117)

## 国民健康保険税 本算定のご案内

聖籠町国民健康保険税は全8期となっており、仮算定分(1~3期分)は5月に通知させていただきます。(仮算定分:詳しくは広報5月一般号をご覧ください)

今回お送りする納付書は、残りの5期(4~8期)分となります。皆さんに申告していただいた15年中の所得と、16年度保険税率が決定したことにより、16年度の国保税の額を計算することができるようになります。この今回お送りする5期以降の通知を「本算定」とよびます。



### 平成16年度の保険税率が改正されました

本算定の計算をする前に保険税の「税率」を確認してみましょう。

今年は下記のとおり平成16年度の国民健康保険税率が改正となりました。平成12年度の国民健康保険税率改正以降改正が行われておりませんが、国民健康保険や介護保険を取り巻く環境の変化等により、各世帯での税負担の公平さを確保するための改正となりますので、ご理解をお願いいたします。

医療保険分	区分	改正前	改正後
	所得割	6.8%	7.5%
	資産割	10.0%	10.0%
	均等割	25,000円	26,000円
	平等割	31,000円	32,000円

介護保険分	区分	改正前	改正後
	所得割	0.7%	1.0%
	均等割	7,300円	8,700円

### 一世帯当たりの保険税額の決まり方

改正後の税率が分かったところで、本算定の税額の計算をしたいと思いますが、その前に年間の保険税額の計算をすることとします。では、その計算方法を見てみることにしましょう!

#### 医療保険分

次の4つの項目を組み合わせると一世帯ごとの保険税額が決められます。

**所得割** ...世帯の所得に応じて計算 【年収から必要経費・控除を引いた所得】 × 【7.5%】

**資産割** ...世帯の資産に応じて計算 【固定資産税(土地・家屋などにかかる税金)】 × 【10.0%】

**均等割** ...加入者数に応じて計算 【26,000円】 × 【世帯の加入者数】

**平等割** ...一世帯にいくらかと計算 【32,000円】

#### 介護保険分

国保に加入している40歳以上65歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)のみが納めます。

**所得割** ...世帯の所得に応じて計算 【年収から必要経費・控除を引いた所得】 × 【1.0%】

**均等割** ...加入者数に応じて計算 【8,700円】 × 【世帯の加入者数】



前のページで見た国保税計算は、納税通知書でも確認することができます。(納税通知書3ページ目)

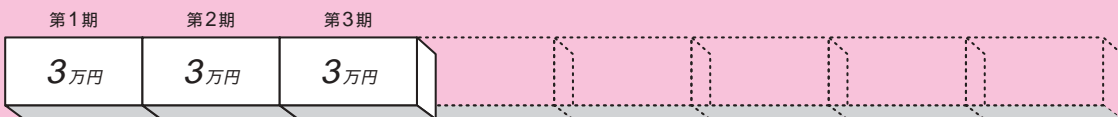
## 国民健康保険・介護第二号被保険者課税根拠

区分	①⑤ 所得割額			② 資産割額			
	課税のもととなる額	税率	税額	課税のもととなる額	税率	税額	
国保全体分	円	%	円	円	%	円	
医療分		7.5			10.0		
介護分		1.0					
区分	⑥ 均等割額			④ 均等割額	算出税額計 + + +	低所得軽減額	
	人員	1人当り税率	税額			区分	均等割額
国保全体分	人	円	円	円	円	円	円
医療分		26000		32000			
介護分		8700					
区分	限度額を 超える額	算定年税額 -( + + )	月割増減額	確定年税額 ±	既に賦課済額	差引納付額 -	
国保全体分	円	円	円	円	円	円	
医療分							
介護分							

## 本算定の保険税を計算してみましょう

例) 前年度の保険税が年間24万円。今年の保険税が年間29万円となった場合

**仮算定**...前年度の保険税24万円の8分の3を3等分した金額が、仮算定の保険税となります。



**本算定**...8月になると今年の保険税の年税額が確定します。

年税額の確定後、残りの保険税を計算すると...

**「確定した保険税(年税額)」 - 「仮算定で確定した税額」 = 「保険税(4期~8期)」**

となります。この例の場合仮算定で9万円(1期~3期)と算定されているので...

$$290,000 - 90,000 = 200,000$$

となるので、この200,000円を残りの納期(5回)で割ると...

$$200,000 \div 5 = 40,000$$



つまり、仮算定と今回の本算定を足すと、1年間分の保険税になるんだよ。



こうして計算した国保税年間額のうち、仮算定で納めていただいた最初の3期分を差し引いて、残りの分を今回お送りした5期に振り分けてあります。今後、世帯の加入状況や国保加入者の所得に変化がなければ、この5期で1年間(平成16年4月もしくは加入した月~平成16年3月)の保険税は納め終わることになります。

また、今後は世帯の加入状況に変更があれば、届出いただいた翌月に、計算しなおした保険税をお送りすることになります。

ということで、4期から8期はそれぞれ40,000円を納めていただくことになります。

特別な事情により保険税の納付が困難な場合には、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせず、担当窓口にご相談してください。

お問い合わせ 役場町民課 27-2111(内線116・117)

# 税務課からのお知らせ ☎27-1956

所得税及び住民税の一部が次のように改正されました。

主なもの

1. 個人の土地等の譲渡益課税（平成16年1月1日以後の譲渡所得に適用）

	改正前	改正後
税率	長期2.6%（所得税2.0%住民税6%） 短期5.2%（所得税4.0%住民税1.2%）	長期2.0%（所得税1.5%住民税5%） 短期3.9%（所得税3.0%住民税9%）
各種特別控除	あり	100万円の特別控除は廃止 （その他の特別控除は存置）
他の所得との損益通算	可能	一部を除き原則不可能

2. 個人の住民税均等割

	改正前	改正後
夫	3千円	4千円
妻（均等割りを納めている夫がいる場合）	16年度課税分まで非課税	17年度から2千円 18年度から4千円

所得割額の税率（5～13%）は、変更ありません。

ここに掲載したものは一部ですので、改正の詳細は新発田税務署及び町税務課へお問い合わせください。

新発田税務署 ☎22-3161 町税務課 ☎27-1956

## 農業所得の申告は経費目安割合から収支計算で

農業所得につきましては、経費目安割合に変えて、平成18年までに収入に応じて段階的に、「収支計算」で申告することになっています。

今年（平成16年）の対象者は、昨年の農業収入が300万円以上の方が対象です。（今年300万円以下になった場合でも必要です。）収支計算による申告では、農業所得に関する伝票や領収書を保存して集計することが必要です。

税務署・町税務課では、収支計算ノートを備え配布していますのでご利用ください。

収支計算申告年	前年の農業収入金額
平成16年分申告（平成17年2月）	300万円以上の方（15年収入）
平成17年分申告（平成18年2月）	200万円以上の方（16年収入）
平成18年分申告（平成19年2月）	200万円未満の方（17年収入）

お問い合わせ

新発田税務署 ☎22-3162 町税務課 ☎27-1956

## 8月は町県民税第2期分の納入月です。

町税は、納期限内に完納して下さるようご案内します。納期限後に納入した場合は、督促手数料100円のほか延滞金（年14.6%）が加算されます。

納入にあたっては、収め忘れもなく安心・便利な口座振替をご利用ください。お申し込み手続きは、町と契約している最寄の金融機関・郵便局でお願いします。

また、平成16年度に課税した個人町民税額は、約2億6千万円です。これは、町民一人当たり約1万8千円となります。



# 「利用した覚えのない請求」は無視してください

町内でも多発しています！ 注意しましょう！

最近、郵便やメールなどを利用した「架空請求」が急増しています。架空請求の書面には、受け取った人の不安をあおるようなことが書かれています。しかし、「何かあると恐いから、これくらいなら払ってしまおう」と支払うことは、新たなトラブルのもとです。覚えのない不当な請求は支払わないよう注意しましょう。

業者の手法が巧妙化、悪質化しています

架空の請求は、悪質業者が何らかの名簿を手に入れ、手当たりしだいに送付しているものと思われず。請求を受け取った方の中には、別の請求と勘違いしたり、これ以上関わりたくなかつたり、家族が使ったと勘違いしたりして支払ってしまう方もいるようです。家庭内でもよく確認し合うようにしましょう。それが悪質業者の手法なのです。

「架空請求」の対処法

架空請求を受けた場合には、次のことに注意して対処しましょう。

利用していないのであれば支払わない！

請求書の内容について、利用していないのであれば、一切支払う必要はありません。請求には応じないようにしましょう。面倒だからといって、請求されている料金を支払うことは、利用を認めたことになるので絶対にやめましょう。一度でも支払ってしまうと、替せは金を出すと流れ、その情報が業者間で流れる可能性もあります。

また、携帯電話などで請求を受けた場合には、毅然とした態度で断りましょう。それでも支払いを要求してくる場合は、請

求相手に対して請求の根拠となるものの提示を求め、自分が実際の利用者ではないことを説明しましょう。

請求は無視して

確認の電話は絶対しない！

このような架空の請求書などに書いてある「問い合わせ先」には絶対に電話しないでください。電話をかけると強い口調で脅され、高額な請求を受けたり個人情報を出されたりします。その後しつこく請求が続くことも考えられます。身に覚えのない請求は無視してください。

氏名や住所などの個人情報教えない！

請求してきた者などに対し、返信したり、氏名、住所、勤め先など自分の個人情報を教えたりすることは絶対にやめましょう。新たな個人情報を知られると、別の手段で請求してくることが予想されます。

判断に迷ったりした場合は役場などに相談する！

請求を受けて支払ってしまったら、判断に迷ってしまったら、判断に迷った場合は、請求の葉書や文書などは捨てずに、役場や警察または県消費生活センターに早めに相談してください。

## 【架空請求の書面の例】

こんなハガキが届いても無視してください

この度は過去に、あなた様が使用された電話回線から接続されたアダルトサイト利用料金について、運営業者より未納利用料金に関する債権譲渡を受け、私共が未納利用料金の回収作業を代行させて頂く事になりましたので御連絡させていただきます。

現在は下記に記載の利用料金が未納となっておりますので、遅延損害金および回収代行手数料も含めて 月 日午後3時までの振り込みを御支払い期限として下記に記載の指定口座まで、御入金して頂くようお願い申し上げます。

合計お支払い金額: 万円  
未納利用料金: 万円、遅延損害金: 千円、  
回収代行手数料: 千円  
【振込先口座】 銀行: 支店  
(口座番号: 普)\*\*\*\*\*、口座名義: )

速やかに御入金して頂けない場合は、私共から各地域の債権代行関連業者へ債権譲渡を致しますので、最終的に集金専門担当員を御自宅などに訪問させていただきます。その際には上記の合計支払額の約 倍の請求をさせて頂く場合がございますので、お忘れなく必ず御入金して下さい。

## 相談窓口

聖籠町役場総務課

☎ 27-2111 (内線223)

新発田警察署

☎ 23-0110

県消費生活センター

☎ 025-285-4196





## 無事故・無違反にチャレンジ!!

5人1組のチームメンバーがお互いに注意し、励ましあいながら100日間、無事故・無違反を目指す県民交通安全コンクール『チャレンジ100』に家族や職場、友達を誘って参加してみませんか。

参加料 1,000円 (5人1組で)  
 申込用紙は役場生活環境課にもあります  
 達成者は抽選で旅行券や商品券などが当たります。



### 蓮野小学校区 各集落 PTA主催 交通安全自転車教室 交通ルール・マナーを確認



蓮野学区の各集落でPTA主催の交通安全自転車教室が開催されています。  
 四月に学校で交通ルールを学んだ小学生児童に再度安全な歩行・横断の方法、自転車の乗り方を学んでもらおうと各集落保護者のみなさんが自主的に開催したものです。  
 各集落の公会堂などで、町の交通指導員により地域の危険箇所を確認したり、ゲームなどで交通ルールを学んだりしました。  
 これからも事故のないよう交通ルールを守りましょう。



### 町の交通事故発生状況

年	区分	6月			1月~6月(累計)		
		発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成16年		13	0	16	68	1	93
平成15年		12	0	17	62	3	84
	増減	1	0	1	+6	2	+9

交通安全に関することは  
**役場生活環境課**  
 ☎27-1962(直通)

# 町の元気高齢者を紹介します



渡辺 ソノさん 92歳  
次第浜

渡辺さんは、新聞チラシなどを丸めて棒状にして編み、ゴミ箱や物入れなどをつくっています。

20年位前に娘さんにつくり方を習ってから時間があるときはほとんど毎日つくり、知人や町の福祉団体にプレゼントし喜ばれています。

ゴミ箱は、一日で一個できるそうですが底の部分をつくるときに力があるので、最近では唐傘など力のいらぬものを多くつくっているそうです。

「8歳から15歳まで亀塚浜で子守をして、15歳から19歳まで名古屋の紡績工場で働き系取りをしていました。70歳まで

畑をつくっていましたが足が悪くなつてからは、退屈で寝てもいられないし、毎日つくっています。足は悪いけど外に悪い所はありません。」と元気に話してくださいました。いつまでもお元気で



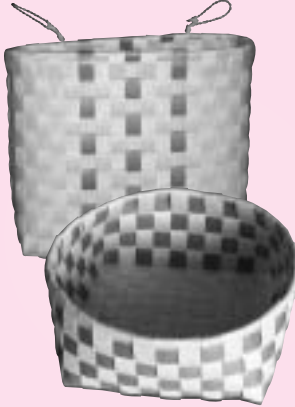
宮野喜三郎さん 89歳  
山三賀

宮野さんからダンボールの梱包などに使うPPバンドという紐を編んでつくったきれいな格子柄の小物入れ50個を役場へ寄付していただきました。

この小物入れは、36年前にさくらんぼ収穫用のかごがないため、山形県天童市へつくり方を習いにいってから、自分でつくるようになり、今は1日に3〜4個つくっているそうです。

「90歳近くになり車は乗れないし、時間があるとボケ防止のためにつくっていま

す。」と笑顔で話してくださいました。役場では、各課で使わせていただいています。ありがとうございます。



荻野ミセさん 82歳  
外畑

荻野さんが育てている柱状のサボテンは「豊麗丸」という品種で30年前に豊栄市で買いい求めたそうです。毎年6月下旬、花が咲くそうですが、今年は特にきれいな花が咲きました。

「サボテンはトゲがあるけどきれいな花が咲きます。2日間位しかきれいに咲かないけど、肥料をくれたり乾燥した日は噴霧したりして大切に育てています。」と話されていました。

荻野さんは40歳代から園芸を趣味にしており、松や芸木など多い時期は30鉢もあつたそうですが、今は130鉢を大切に育てているそうです。これからも、美しい花を育ててください。



今回取材にご協力くださった3名の方は、みなさん趣味や生きがいを持って生き生きとした生活を送っていらっしゃいました。

町内に元気な高齢者が大勢増えるように、生きがい活動の場の提供や、そこへ参加するためのきっかけづくりなども今以上に、町全体の課題となってくるのではないのでしょうか。

## 町の宝 で～す

6月の乳児健診から



飯田 飛ちゃん  
4か月児



渡辺 愛美ちゃん  
4か月児



大村 芽生ちゃん  
4か月児



山口 琉太ちゃん  
4か月児



齋藤 優輝ちゃん  
4か月児



渡辺 彩花ちゃん  
4か月児



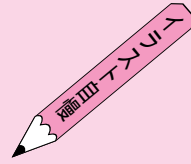
相馬 歩向ちゃん  
4か月児



小山 凜ちゃん  
4か月児

元気に育ってね！

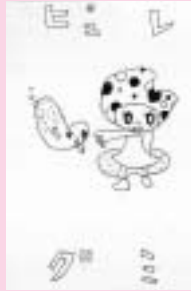
この写真は保健福祉センターで行われる乳児健診会場で撮影しています。



投稿するときは濃い鉛筆かペンで書いてください。(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネームと書いてください)



カナブンさん 9歳



本間 みどりさん 9歳



スティーブさん 15歳



あかりさん 6歳



ブタさん 12歳

## 聖籠海岸クリーン大作戦



海開きを前にした7月6日(火)午後、環境美化活動の一環として訪れる方々に気持ち良く海水浴を楽しんでいただくことと網代浜と次第浜海岸のクリーン大作戦を行いました。

この作戦は、聖籠ライオンズクラブ・聖籠町漁業協同組合・東北電力グループ・町役場合同で実施され、総勢140名が参加しました。

当日は、前日からのフェーン現象の影響もあり、30度を超す猛暑の中、参加者は額や背中に汗を流して海岸のゴミを拾い集めました。

約1時間あまりの奮闘の結果、空き缶など不燃ごみを2ト

ン車1台、紙くずなどの可燃ごみを4トン車1台、1トン車1台回収しました。  
作業終了後、参加者は潮風にあたりながら一休みし、気持ちのよい汗を流した分だけ海岸もきれいになり、今年も多くの子供たちや家族連れでにぎわうことを祈念してクリーン大作戦を終了しました。





あんぱんさん 10歳



ホッピーさん 8歳



モモまんさん 11歳



玉田 圭司さん 14歳



えいさくさん 12歳



リノさん 14歳



しょうまさん 6歳



たかはし あすかさん 8歳



光一さん 13歳



白川 雄太郎さん 8歳

広報せいらの『イラスト自慢』への応募は毎月30枚-多い月は60枚ほどの応募があり、大変うれしく思うのですが、全員の分を載せられないのが残念です。ごめんなさい。載らなかつた人もあきらめずにまた送ってください。



留学生と元留学生のみなさん(さくらんぼ園にて)

聖籠町は、新潟県から補助を受けて新潟大学や県立がんセンターに中国黒龍江省などから留学している県費留学生との交流を平成元年から続けています。

今年も6月19日に平成16年度の県費留学生を聖籠町に招き、歓迎会が開催されました。歓迎会には留学生7名や元留学生のみなさん、町議会議員や町の文化団体のみなさんなど総勢39名が参加。



歓迎会場にて

日本に来たばかりで言葉が通じにくい時は身振り手振りや表情で会話。言葉の壁は感じられずに参加者それぞれ交流を深めていきました。

また、本年度の国際交流事業のひとつとして7月30日から8月4日まで黒龍江省ハルビン市の児童・生徒が来町し、町文化会館と聖籠中学校などで交流事業を行います。

◎役場総務課国際交流担当  
☎27,211(内線226)

ようこそ  
中国黒龍江省の  
留学生のみなさん



7月7日七夕の日に、甚平と浴衣姿で婚姻届を提出された諏訪山の柳井祐介さんと福島県原町市の小森由美さん。  
お二人の姿があまりに素敵でしたので写真を撮らせていただきました。お幸せに!!



ご結婚  
おめでとう  
ございます





# 第59回 新潟県美術展覧会 奨励賞受賞作品



作品名 ツイン樹 撮影場所 五泉市



## 第59回 新潟県美術展覧会で奨励賞を受賞

この作品は、仕事の時に何年間もこの木の前を車で通り、葉が色づききれいなときに、一回は撮影してみたいと思っていた木だそうです。  
最初一枚で木を撮影してみましたでしたが迫力がなく、木のスケールを大きく見せなかったので分割して撮影し、裏焼きしたものをパネルで合わせて、ひとつの作品に仕上げているそうです。



村山 昭一さん（藤寄）

村山さんは、「既製品では、写真を引き立たせる気に入った色のパネルがなかったの、材料を買ってきて自分でつくりました。その作業をしているときに一番楽しかったです。一枚一枚の間隔を合わせるのに苦労しました。」「風景でも人物などでも、きれいだと思ったら、何も考えないで撮るのが一番いい作品になるようです。」と話してくださいました。受賞おめでとうございました。



ブナ林でのフルート演奏 撮影場所 山北町



広報せいろうは、資源保護のため古紙配合率70%の再生紙と環境にやさしい大豆インキを使用しています。